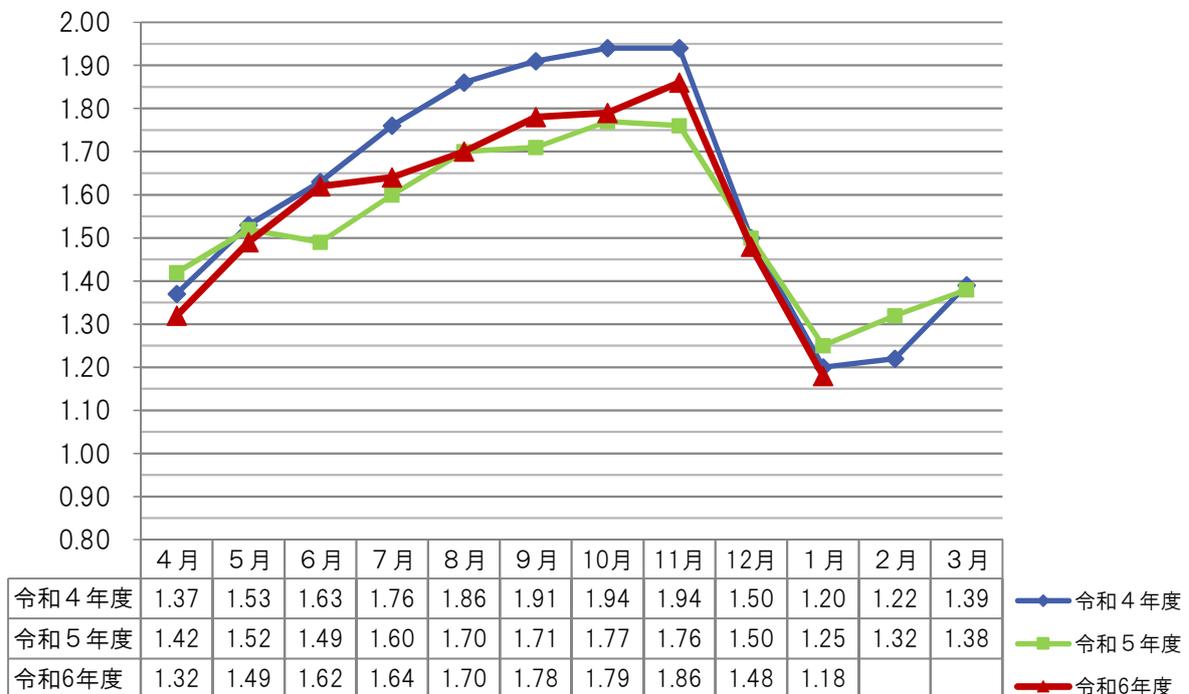


月報のへじ

令和7年2月号

管内有効求人倍率のうごき（パートを含む全数）



ハローワークのへじ

野辺地公共職業安定所

〒039-3128

青森県上北郡野辺地町字昼場12-1

電話 0175-64-8609

『ハローホッター』です。
事業主の皆さまへ
4月より「育児休業給付金」
の新たな創設があります。
確認お願いしま〜す☆



発行日令和7年3月4日

○ 職業紹介状況

区 分		月 別	令和7年1月	令和6年1月	対前年同月比(%)
新規求人数	パートを含む全数		372	436	▲ 14.7
	うち常用＋常用パート		353	416	▲ 15.1
	うち常用パート		64	88	▲ 27.3
新規求職者数	パートを含む全数		257	238	8.0
	うち常用＋常用パート		175	172	1.7
	うち常用パート		64	65	▲ 1.5
有効求人数	パートを含む全数		1,090	1,212	▲ 10.1
	うち常用＋常用パート		1,024	1,145	▲ 10.6
	うち常用パート		144	203	▲ 29.1
有効求職者数	パートを含む全数		925	973	▲ 4.9
	うち常用＋常用パート		653	702	▲ 7.0
	うち常用パート		264	279	▲ 5.4
紹介件数	パートを含む全数		105	120	▲ 12.5
	うち常用＋常用パート		93	109	▲ 14.7
	うち常用パート		31	41	▲ 24.4
就職件数	パートを含む全数		43	46	▲ 6.5
	うち常用＋常用パート		39	44	▲ 11.4
	うち常用パート		9	11	▲ 18.2
充足数	パートを含む全数		42	52	▲ 19.2
	うち常用＋常用パート		38	47	▲ 19.1
	うち常用パート		8	9	▲ 11.1
新規求人倍率	パートを含む全数		1.45	1.83	▲ 0.38
	うち常用＋常用パート		2.02	2.42	▲ 0.40
	うち常用パート		1.00	1.35	▲ 0.35
有効求人倍率	パートを含む全数		1.18	1.25	▲ 0.07
	うち常用＋常用パート		1.57	1.63	▲ 0.06
	うち常用パート		0.55	0.73	▲ 0.18
就職率	パートを含む全数		16.7	19.3	▲ 2.6
	うち常用＋常用パート		22.3	25.6	▲ 3.3
	うち常用パート		14.1	16.9	▲ 2.8
充足率	パートを含む全数		11.3	11.9	▲ 0.6
	うち常用＋常用パート		10.8	11.3	▲ 0.5
	うち常用パート		12.5	10.2	2.3

※求人倍率、就職率、充足率はポイント値

○ 求人募集賃金・求職者希望賃金情報

職 種	賃 金			求人平均賃金(千円)
	求 職 希 望 賃 金 (千 円)			
	計	男	女	
管理的職業	0	0	0	375
専門的・技術的職業	198	200	198	226
事務的職業	178	192	172	183
販売の職業	205	205	0	226
サービスの職業	205	223	193	190
保安の職業	225	225	0	0
農林漁業の職業	200	200	0	198
生産工程の職業	180	220	153	231
輸送・機械運転の職業	204	204	0	232
建設・採掘の職業	230	239	160	239
運搬・清掃・包装等の職業	150	164	124	184

○ 雇用保険適用状況

区 分		月 別	令和7年1月	令和6年1月	対前年同月比(%)
事業所関係	新規適用事業所数		1	1	0.0
	廃止事業所数		2	0	—
	月末現在適用事業所数		1,090	1,103	▲ 1.2
被保険者関係	資格取得者数		134	107	25.2
	資格喪失者数		269	261	3.1
	月末現在被保険者数		19,170	19,232	▲ 0.3
離職票交付件数			255	227	12.3

○ 雇用保険給付状況

区 分		月 別	令和7年1月	令和6年1月	対前年同月比(%)
一般求職者給付金	受給資格決定件数		47	51	▲ 7.8
	受給者実人員		149	173	▲ 13.9
	支給金額(千円)		19,984	21,313	▲ 6.2
高年齢求職者給付金	受給資格決定件数		36	32	12.5
	受給者数		39	26	50.0
	支給金額(千円)		8,558	5,833	46.7
特例一時金	受給資格決定件数		90	60	50.0
	受給者数		149	168	▲ 11.3
	支給金額(千円)		29,496	32,575	▲ 9.5
再就職手当	支給人員		14	14	0.0
	支給金額(千円)		5,207	5,944	▲ 12.4

※令和7年1月の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

2025年4月から

「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

【支給要件】（以下の①および②の要件を満たした場合）

- ①被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育児休業または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ②被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（別途要件あり）に該当していること。

【支給額】

支給額 = 休業開始時賃金日額 × 1 × 休業期間の日数（28日が上限） × 2 × 13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

被保険者、事業主の皆さまへ

2025年4月から

「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

【受給資格・支給要件】（以下の①・②の要件を両方満たす方が対象）

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること
加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。
- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

【支給額】

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

詳細は、厚生労働省のリーフレットやパンフレットをご確認ください。または、ハローワークのへじ雇用保険適用係にお問い合わせください。